

事務局第 2018-08 号

(初版) 2011年3月26日

(改訂版) 2011年6月 3日

(改訂第2版) 2012年4月 2日

(改訂第3版) 2012年4月 6日

(改訂第4版) 2015年4月 6日

(改定第5版) 2016年4月15日

(改定第6版) 2017年3月29日

(改定第7版) 2018年4月 9日

学校法人広島信望愛学園

(担当) 常務理事 服部 大介

## 東日本大震災に係る被災園児等の入園料等園児納付金の免除について（お知らせ）（改定第7版）

### 1. 趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災又は原子力事故に伴い避難したことにより、当学園設置の幼稚園に入園（転入園等）することとなった園児の就園確保を図るため、入園料等園児納付金の減免措置を行います。

※広島県から特別措置が通知されたことによりこの文書の一部を変更いたします。

変更箇所は下線部分です。

## 2. 減免措置の内容

区 分	内 容
対 象 者	<p>①東日本大震災で被災又は原子力事故に伴い避難したことにより、当学園設置の幼稚園に入園（転入園等）することとなった園児</p> <p>②現在、当学園設置の幼稚園に在園し、その保護者が同災害により被災、避難した園児</p>
災害地域	<p>①地震被災者 北海道，東北地方，関東・甲信越地方，北陸地方及び中部地方に居住している者又は2011年3月11日現在同地方に居住していた者で，2011年3月11日以後に発生した地震の被災者</p> <p>②原子力事故避難者 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い，市町村の全部又は一部が警戒区域又は計画的避難区域内にある福島県南相馬市，浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楡葉町，広野町，葛尾町，川内村，田村市，飯舘村及び川俣町に居住している者又は2011年3月11日現在同市町村に居住していた者で，東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者</p>
対 象	入園料，保育料，教育充実費，冷暖房料
対象期間	2011年3月～ <u>2019</u> 年3月（1年間延長）
減免内容	<p>①入園料の全額免除</p> <p>②保育料，教育充実費，冷暖房料の全額免除相当 （県授業料等軽減補助金，市町就園奨励費補助金を含める）</p>
必要書類	<p>対象保護者に提出していただく書類</p> <p>①申立書</p> <p>②授業料等軽減申請書</p> <p>③下記の内、いずれかの一つの証明書類</p> <p>1) 罹災証明書（地震被災者）</p> <p>2) 住民票（原子力事故避難者）</p> <p>3) その他 （運転免許証又は健康保険証等住所が証明できる公的証明書） （3ヶ月以内に上記1）2）の書類が必要となります）</p> <p>④下記の内、いずれかの一つの確認書類</p> <p>1) 給与収入がある者・・・震災後の給与明細書等（直近3ヶ月程度）</p> <p>2) 失業中の者・・・離職票，雇用保険受給者証等</p> <p>3) 事業を廃止（休止）した者・・・県税事務所等へ届け出た廃業届（休業届）等</p> <p>※これとは別に入園に関わる書類が必要です。</p>

### 3. 事務手続き

詳しい事務手続きは、各幼稚園にお問い合わせ下さい。

聖母幼稚園（広島市中区）	082(221)3207
広島マリア幼稚園（広島市南区）	082(253)0337
広島暁の星幼稚園（広島市西区）	082(231)4582
尾道清心幼稚園（尾道市）	0848(23)5395
聖園幼稚園（福山市）	084(923)0475
三次清心幼稚園（三次市）	0824(62)3505

（事務局事務所）〒730-0016

広島市中区幟町4番42号

学校法人広島信望愛学園 事務局

TEL 082(502)7350

FAX 082(502)7351

URL <http://www.hiroshima-shinbouai.ed.jp>

e-mail [jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp](mailto:jimukyoku@hiroshima-shinbouai.ed.jp)